

參考資料

参 考 資 料

目 次

資料1. 大東市緑の基本計画策定市民会議規則	1
資料2. 大東市緑の基本計画策定市民会議委員名簿	3
資料3. 大東市緑の基本計画の検討の経緯	4
資料4. 用語集	5

資料1. 大東市緑の基本計画策定市民会議規則

大東市緑の基本計画策定市民会議規則

平成 27 年 11 月 26 日

規則第 46 号

(目的)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成 24 年条例第 29 号)第 3 条の規定に基づき、大東市緑の基本計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 市民会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等に所属する緑地の保全および緑化の推進に関心のある者
- (3) 地域住民団体を代表する者
- (4) 公募市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市民会議に会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故のあるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し市民会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、街づくり部みどり課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、市民会議の組織および運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される市民会議の会議の招集および会長が選任されるまでの間の市民会議の会議の主宰は、市長が行う。

資料2. 大東市緑の基本計画策定市民会議委員名簿

(敬称略)

No	構成	構成団体等		氏名
1	学識経験	大阪産業大学デザイン工学部 建築・環境デザイン学科 准教授		(会長) 松本 裕
2		四條畷学園短期大学副学長 教授		榊原 和子
3	大東商工会議所	大東商工会議所		田中 勝典
4	大東市区長会	第1回	大東市区長会 (野崎第一地区)	前川 清一
		第2回 第3回	大東市区長会 (川中地区)	森井 勉
		第4回 第5回	大東市区長会 (末広地区)	中野 弥一
5	大東市緑の推進員	大東市緑の推進員 会長		上津 隆明
6	子育て支援団体を代表する者	特定非営利活動法人地域協同保育所 理事長		土砂 政徳
7	高齢者団体を代表する者	大東市老人クラブ連合会 会長		山本 将夫
8	大東市造園園芸緑化組合	大東市造園園芸緑化組合 副組合長		乾 貴文
9	民生委員児童委員協議会	第1回 第2回	民生委員児童委員協議会 副会長	大西 健夫
		第3回 第4回 第5回	民生委員児童委員協議会 副会長	中山 紀子
10	市民公募	だいたいシニア環境大学 みどり会		西田 栄一
11	保育士	第1回 第2回 第3回	南郷保育所	中岡 沙織
		第4回 第5回	南郷保育所	大原 加代

資料3. 大東市緑の基本計画の検討の経緯

	開催年月日	議事
第1回市民会議	平成28年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・大東市緑の基本計画策定市民会議の趣旨 ・大東市緑の基本計画の概要 ・大東市緑の基本計画の改訂について ・市民アンケートの調査について ・今後のスケジュールについて
第2回市民会議	平成28年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な課題の整理 ・緑の基本計画の将来像（案）及び方針について ・今後のスケジュールについて
第3回市民会議	平成29年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回市民会議議事でのご意見について ・緑の基本計画の将来像・基本方針・施策（案）について ・緑化推進重点地区の見直し（案）について
第4回市民会議	平成29年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・大東市緑の基本計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
平成29年6月26日～平成29年7月10日 パブリックコメントの実施		
第5回市民会議	平成29年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・大東市緑の基本計画答申（案）について ・今後のスケジュールについて
平成29年7月26日 大東市長へ答申		
平成29年9月26日 大東市議会 議決		
平成29年9月29日 大東市緑の基本計画 策定		

資料4. 用語集

【あ】

●アドプト制度

道路や公園などの公共施設の一部の区域・空間を、住民・団体・企業などが責任をもって保守管理していく制度。

●オープンスペース

建築物が建っていない土地の総称。公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など。

●屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植える緑化手法。

【か】

●環境学習

持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育や学習。

●環境教育

地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護・整備その他の環境の保全についての理解を深めるために行われる、これに関する教育・学習。

●近郊緑地保全区域

住民の健全な生活環境を確保するため、都市近郊の良好な自然環境を有する緑地を保全し、無秩序な市街地化を防止する目的で定められた区域。

●耕作放棄地

以前農地であったが、長期間作物を栽培しておらず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

【さ】

●里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成され、農林業などに伴うさまざま人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域。

●市街化区域

都市計画法で定められた都市計画区域のひとつ。現在市街地を形成しているか、今後市街化を図るべき区域。

●市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

●市民農園

レクリエーションとしての農作業や高齢者の生きがいをづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

●施設緑地

都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共施設、民間施設。

●生産緑地

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地のうち、一定の条件に該当する一団の農地について、それを保全するために都市計画に定められる地域地区。

●生物多様性

生物が過去から未来へと伝える遺伝子レベル、さらにあらゆる生物種レベル(動物、植物、微生物)と、それによって成り立っている生態系レベルを合わせた生物の多様な有様をいう。

【た】

●地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた地域森林計画の対象となる民有林。

●地域制緑地

緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する法律や条例などに基づく制度による緑地。

●地球温暖化

大気中であってあたかも温室のように地球を覆い、保温している温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)が増加し、その保温効果が高まることにより、地球の平均気温が上がり、それにより様々な気候変動を生じる現象。

●都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき知事が指定する区域。

●都市公園

都市公園法に基づき、都市計画区域内に配置する公園または緑地。地方公共団体が設置するものと国が設置するものがある。本市内には、街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地がある。

名 称	概 要
街区公園	主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
近隣公園	主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地

【は】

●バリアフリー

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、障害者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障害、不便）を除去して、社会参加の可能性を高めようとする考え方。

●ヒートアイランド現象

都市化による地表面被覆の人工化（建物やアスファルト舗装面などの増加）やエネルギー消費に伴う人口排熱（空調、自動車走行、工場生産活動等）の増加により、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。

●壁面緑化

建物の壁面を植物で覆う緑化手法。

●保安林

水源かん養及び土砂流出の防備といった森林のもつ公益的機能の発揮のため、森林法に基づき指定され、立木竹の伐採、土地の形質の変更といった制限が課せられた森林。

●保護樹木・保護樹林

自然環境の保全のため、市民に親しまれ、または由緒由来のある樹木または樹林で、特に保護する必要があると認められ、所有者等の同意を得て保護樹木等として指定された樹木や樹林。

【ら】

●緑被率

対象となる地域の面積に対して緑に覆われる土地が占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標となる。

●ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

●レクリエーション

疲労回復や健康の維持増進、精神的安定や生きがい、自己実現欲求の充足、人間関係やコミュニケーションの形成等を実現する余暇活動。

大東市緑の基本計画

発行 / 大東市 街づくり部 みどり課
〒574-8555
大阪府大東市谷川一丁目1番1号
TEL (072) 872-2181
FAX (072) 874-8799

印刷物番号

29-58

